

2021年度 法科大学院

第5期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 民事訴訟の当事者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 民事訴訟は、私法上の権利義務の存否・内容をめぐる私人間の紛争を解決する手続であるから、当事者とは、訴訟物である権利義務関係の主体を指し、それ以外の者が当事者となることはない。
2. 原告の法定代理人として訴訟に関与する者は、自己の名で訴訟追行をし、判決の名宛人になるから、当事者である。
3. 当事者には判決の効力が及ぶが、判決の効力を受ける者が全て当事者であるとは限らない。
4. 貸金返還請求訴訟において、訴訟の途中で借主がAではなくてBであると判明したときは、当然に当事者がAからBに交替する。

問2 訴訟要件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟要件は、本案審理を開始するために必要とされる要件を指す。
2. 訴訟要件の多くは、裁判所が職権で調査を開始しなければならないが、仲裁契約、不起訴の合意の存在及び訴訟費用の担保については、被告からの申立てをまって調査をすれば足りる。
3. 訴訟要件に関する判断資料の収集と提出の責任は当事者にあり、裁判所が職権でこれらを行うことはない。
4. 訴えが訴訟要件を欠いて不適法であるとして訴えを却下する判決を、中間判決という。

問3 訴訟物に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 建物明渡請求訴訟において、所有権に基づく明渡請求と賃貸借契約の終了に基づく明渡請求とでは訴訟物が異なる。
2. 新訴訟物理論によれば、建物明渡請求訴訟において、原告が当初は所有権に基づく明渡請求を主張し、後に賃貸借契約の終了に基づく明渡請求の主張を追加したときは、攻撃防御方法が追加されたことになる。
3. 売買契約に基づいて目的物を引き渡した原告が、主位的に売買契約が有効であることを前提にして売買代金を請求し、売買契約の無効が認定される場合に備えて、予備的に目的物の引渡を請求するときは、訴訟物は2個である。
4. 同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする損害の賠償を一つの訴えによって求めた場合において、原告が治療費、逸失利益及び慰謝料を主張するときは、損害項目ごとに訴訟物が異なる。

問4 訴訟行為に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 貸金返還請求の訴えの提起は、受訴裁判所に原則として判決をもって応答すべき訴訟法上の義務を発生させると同時に、時効の完成猶予という実体法上の効果を発生させる。
2. 個々の訴訟事件において、裁判所や当事者が任意に手続を定めることは、原則として許されない。
3. 当事者が口頭弁論期日で事実に関する主張をしたときは、相手方の同意がない限り、主張の撤回は許されない。
4. 貸金返還請求訴訟において、被告が主位的に弁済の抗弁を主張し、それが認定されない場合に消滅時効の抗弁を主張したとしても、裁判所は、弁済の抗弁に関する判断をせず、消滅時効の抗弁を認めて請求棄却判決を言い渡すことができる。

問5 弁論主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告らが、係争不動産は原告らの被相続人AがBから買い受けAの死亡によって原告らが共同相続したものであると主張して、当該不動産の所有名義人である被告に対し、共有持分権に基づき各持分に応ずる所有権移転登記手続を求め、これに対し被告が、当該不動産は被告の夫CがBから買い受けたものでありCの死亡によって被告がそれを相続取得したものであると主張したにとどまる場合において、裁判所が、当該不動産はAがBから買い受けたのちCに死因贈与したものであるとの事実を認定し、原告らの請求を排斥するのは、弁論主義に違反する。
2. ある契約がA B間に成立したものと主張して、当該契約の履行を求める訴えが提起された場合に、裁判所が当該契約は甲の代理人とBとの間になされたものと認定したとしても、弁論主義に違反しないとの判例がある。
3. 相続による特定財産の所有権取得を原因とする登記手続請求訴訟において、被相続人が死亡時まで死因贈与により財産の所有権を喪失したとの抗弁が提出された場合、裁判所が、死因贈与の主張には生前贈与の主張をも包含するものと解して生前贈与による所有権喪失を認定しても、弁論主義に違反しない。
4. 原告が物件の所有者であることを請求の理由とする訴訟において、被告が、抗弁として、原告がAに対し代物弁済により当該物件の所有権を移転した旨を主張したところ、判決において、原告からAへの所有権移転を認定したうえ、さらに、原告はAから当該物件を買い戻したが、後にこれをBに対し譲渡担保として移転し、結局、原告は当該物件の所有権を失った旨を判示して原告の請求を排斥したのは、弁論主義に違反しない。

問6 自由心証主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自由心証の基礎資料として用いることができるのは、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果である。
2. 手続保障の観点から、伝聞証言の証拠能力を認める余地はない。
3. 証人の病状あるいは死亡などが原因となって反対尋問権の行使が客観的に不可能になった場合には、反対尋問の機会がなかった本人尋問の結果を証拠資料としても違法ではない。
4. 複数の異なった鑑定意見のいずれを採用するかは、原則として事実審裁判所の自由裁量に属する。

問7 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証人の尋問は、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
2. 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を必要とする。
3. 証人は、証人自身について刑事訴追を受けるおそれがある事項であっても、証言を拒絶することはできない。
4. 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

問8 既判力の時的限界に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 前訴の貸金返還請求訴訟の基準時以前に消滅時効が完成したにもかかわらず、消滅時効の援用をしなかった被告が、後訴の請求異議訴訟で、消滅時効の援用をすることは既判力により遮断されない。
2. 前訴の所有権確認請求訴訟で敗訴した原告が、所有権確認請求の後訴を提起し、前訴基準時以前に作成された贈与契約書の取り調べを申し出た場合、裁判所は、弁論主義の観点から当該契約書を取り調べなければならない。
3. 前訴の所有権確認請求訴訟で敗訴した原告が、所有権確認請求の後訴を提起した場合、前訴基準時の後に売買により所有権を取得したとの主張は前訴判決の既判力により遮断される。
4. 前訴の貸金返還請求訴訟で敗訴した被告が、後訴の請求異議訴訟において、前訴判決の口頭弁論終結以前に相殺適状にあった債権を自働債権として、相殺の意思表示をして債務消滅を主張することは、前訴判決の既判力により遮断されない。

問9 併合請求に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告が、請求内容が相互に無関係な売買代金請求と貸金返還請求を併合して訴えを提起することは許される。
2. 原告が、売買代金請求を主位的請求として、売買契約が無効と判断されることを慮って、引き渡した目的物の返還を予備的に請求した場合、裁判所は主位的請求を認容するときでも、予備的請求について審判しなければならない。
3. 請求が併合された場合、本案審理の弁論及び証拠調べの結果は、全ての請求のための共通の判断資料となる。
4. 単純併合に係る第一審判決が1個の判決である場合、その中の1つの請求についてだけ不服申立てがあっても、控訴の効果は全請求について生じる。

問10 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 親戚が訴訟を提起されて気の毒だと感じる者には補助参加の利益がある。
2. 債権者の主債務者に対する履行請求訴訟につき、保証人には主債務者側に補助参加する利益はない。
3. 補助参加の申出に対し異議があった場合であっても、参加不許の裁判が確定するまでの間は、補助参加を申し出た者は訴訟行為をすることができる。
4. 原告被告間の本案についての判決が、補助参加人に対しても効力を有することはありえない。

[刑事訴訟法]

問1 刑訴法の基本原理に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法は当事者主義を基本としているが、一部に職権主義的な規定も置いている。
2. 当事者主義は、弁論主義や当事者追行主義などを内容としている。
3. 刑訴法は、真相の究明と適正な手続の保障の両者を要請している。
4. 刑訴法は、迅速な裁判は要請していない。

問2 被疑者・被告人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているが、まだ公訴を提起されていない者を被疑者といい、公訴を提起された者を被告人という。
2. 捜査機関が接見指定をすることができるのは、被疑者段階だけである。
3. 被告人となるのは自然人だけで、法人がなることはない。
4. 無罪推定の原則は被疑者にも被告人にも及ぶ。

問3 犯罪被害者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被害者参加人は、検察官の論告・求刑の後に、事実又は法律の適用について意見陳述が許される場合がある。
2. 被害者参加人は検察官の権限行使に関して意見を述べることができる。
3. 被害者参加人は、被告人質問をすることはできる場合があるが、証人尋問をすることは許されない。
4. 被告人が無罪を主張している場合にも、被害者が参加することは許される。

問4 写真撮影に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例は、憲法13条を根拠として、承諾なしに容ぼう等を撮影されない自由があるとしている。
2. 判例は、捜査機関が、覚せい剤が入っている疑いのある宅配便の荷物につき、荷送人・荷受人に無断で、宅配便業者の承諾を得て、令状なしにX線検査を行った行為につき、違法としている。
3. 判例は、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置（オービスⅢ）による運転者の容ぼうの写真撮影が許されるとしている。
4. 判例は、現行犯ないし準現行犯的状况が存在するときに限り、捜査として承諾を得ない容ぼう等の写真撮影が許されるとしている。

問5 被疑者勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の勾留期間は原則として10日であり、やむを得ない事情がある場合は10日を超えない限度で延長されることがある。
2. 被疑者は保釈が許可された場合は釈放される。
3. 検察官が勾留を請求する場合には、刑訴法に定める時間制限を遵守しなければならない。
4. 被疑者の勾留場所は、拘置所などの刑事施設のほか警察署内の留置施設である。

問6 被疑者・被告人の防御活動に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人に対する国選辩护人制度はあるが、被疑者に対する国選辩护人制度はない。
2. 黙秘権は被告人にも被疑者にも認められる。
3. 辩护人は、拘束された被疑者及び被告人と立会人なく接見することができる。
4. 辩护人は、裁判所に対し、証拠保全として捜索や押収などを請求することができる場合がある。

問7 訴因に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因として記載される犯罪事実は、できる限り特定されなければならない。
2. 複数の訴因を予備的又は択一的に記載することも許される。
3. 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性の範囲内で訴因変更を許さなければならない。
4. 判例は、裁判所が検察官に訴因変更を命じた場合、その命令には新しい訴因に変更されるという形成力があるとしている。

問8 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法は自由心証主義を定めている。
2. 証拠能力のない証拠を公判廷で取り調べることはできるが、これを犯罪事実の認定に用いてはならない。
3. 判例は、同種前科等の前科証拠について、犯罪事実を立証する証拠としては、原則として証拠能力を欠くとしている。
4. 判例は、犯罪事実の立証として、合理的疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるという点につき、直接証拠による場合と状況証拠による場合とで変わりはないとしている。

問9 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例は、犯行の状況等を撮影したいわゆる現場写真は供述証拠に属し、撮影者を喚問して反対尋問を経なければ証拠とすることができないとしている。
2. 言葉の内容の真実性でなく、言葉の存在自体を情況証拠として用いる場合は伝聞証拠ではない。
3. 裁判所又は裁判官の命じた鑑定人の作成した鑑定書は伝聞証拠であるが、鑑定人が公判期日において真正に作成したことを供述すれば、証拠能力が認められる。
4. 航海日誌は業務の通常の過程において作成された書面として証拠能力が認められる。

問10 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 任意性を欠く疑いがある自白の証拠能力はない。
2. 刑訴法は、公判廷における自白についても補強法則の適用があるとしている。
3. 判例は、無免許運転の罪につき、運転行為のみならず無免許であるという事実についても補強法則の適用があるとしている。
4. 判例は、被告人と共に犯罪を実行したと述べる共犯者の供述も、「本人の自白」と同視して自白法則及び補強法則の適用があるとしている。